

## 赤村事業者支援金について

令和2年6月18日制 定

令和2年7月 7日一部改正

新型コロナウイルス感染症の影響により売上げが減少している村内在住の事業者等に対して、事業の継続を支援するために支援金を交付します。

※ 国の持続化給付金、福岡県の緊急支援金の対象となる方も申請することができます。

1 対象者…次の条件を全て満たす事業者が対象となります。

- (1) 確定申告又は村民税・県民税の申告を行っていること。
- (2) 事業者の代表者の住所地又は事業所本店所在地が赤村であること。
- (3) 令和2年3月以前から事業収入又は花卉による農業収入を得ていること。
- (4) 今後も事業を継続する意思があること。
- (5) 新型コロナウイルス感染症の影響により令和2年1月から令和2年11月の間のひと月の売上げが前年同月比で20%以上減少していること。
- (6) 年間事業収入又は花卉による農業収入が50万円以上であること。
- (7) 不交付要件に該当しないこと。

2 交付額…1事業者あたり10万円(※交付は1回限り。)

※ 申請内容に虚偽が判明した場合など、支援金の返還を命じることがあります。

3 不交付要件…次のいずれかに該当する事業者は支援金の交付対象となりません。

- (1) 村税等の滞納がある者
- (2) 法人税法(昭和40年法律第34号)別表1に規定する公共法人
- (3) 代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が、暴力団による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員である者
- (4) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有している者
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化などに関する法律(昭和23年法律第122号)に規定する「性風俗関連特殊営業」、当該営業に係る「接客業務受託営業」を行う者
- (6) 宗教上の組織又は団体
- (7) 政治団体
- (8) 支援金の趣旨、目的に照らして適当でないと村長が認める者

4 提出書類…以下の書類を各1部ご提出してください。

- (1) 赤村事業者支援金交付申請書(様式第1号)
- (2) 赤村事業者支援金交付申請に係る誓約書(様式第2号)
- (3) 税務係が発行する事業者支援金用の納税証明書
- (4) 確定申告等書類(各月の売上がわかる台帳、帳簿等を含む。)
- (5) 令和2年の対象月の売上がわかる台帳、帳簿等
- (6) 振込先の通帳の写し(法人・本人(申請者)名義に限る。)
- (7) 本人確認書類の写し(商工会が本人確認できる場合は不要。)

【個人事業者の場合】次のいずれかを提出してください。

- ① 運転免許証の写し(表面、裏面)
- ② 運転経歴証明書の写し
- ③ 個人番号カード(表面のみ)
- ④ 写真付きの住民基本台帳カードの写し
- ⑤ 在留カードの写し
- ⑥ 特別永住者証明書の写し
- ⑦ 外国人登録証明書の写し(在留の資格が特別永住者の者に限る)
- ⑧ 住民票及びパスポート写し(顔写真が掲載されているページ)
- ⑨ 住民票及び各種健康保険証の写し

- (8) その他必要な資料…提出された資料により支給要件等が確認できない場合に、追加資料をお願いすることがあります。

5 申請受付期間…令和2年7月1日(水)から令和2年12月28日(月)まで

6 申請の方法…商工会へ電話予約のうえ、商工会の受付窓口にお越しください。

※ 予約がない場合は受付できかねますので、あらかじめご了承ください。また、申請に係る費用は申請者をご負担ください。

7 交付の方法…交付決定通知書を送付いたします。

※ 不交付の決定を行った場合は不交付決定通知書を送付いたします。交付決定後に銀行振込みにより交付いたします。

8 特例…確定申告期限が来ていない場合などについては、国の持続化給付金の特例の取り扱いに準じ減収率の算定等を行うことができる特例を設けていますので、お問い合わせください。

9 お問い合わせ

- (1) 赤村商工会(0947-62-3333)
  - (2) 赤村役場産業建設課産業振興係(0947-62-3000(内線 311))
- メールアドレス: aka-s.sansin@vill.aka.lg.jp